

## 平成30年度 第10回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成31年1月24日（木）午後3時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長  |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔  | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 |        |        |         |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- |      |        |       |             |        |
|------|--------|-------|-------------|--------|
| 農業委員 | 2、小坂一雄 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 4、志村貞昭 |
|------|--------|-------|-------------|--------|

## 4、出席職員は次の通り

- |      |      |
|------|------|
| 中田太  | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事   |

## 5、付議された案件

- 日程第1：農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について  
日程第2：農地の権利移動について  
日程第3：その他

## 6、本日の書記は次の通り

- |    |      |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長　それでは、平成30年度第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中9名、欠席委員は2名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中3名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は5番委員と6番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いた

します。それでは日程第1「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」についてです。議案第9号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) それでは説明させていただきます。申請人及び借受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。貸渡人は□▲番▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、借受人である○○は、現在の住居を□により転居せざるを得なく、申請地に自己住宅を建設するというものです。自己所有地は現在営んでいる○の□になっており、その土地も□に指定されているため老後のことを考えても安心できる申請地に住宅を建設したいそうです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域の農用地以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□を□方面へ▲mほど進んだ、交差点を左折、そのまま道なりに▲mほど進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。3番。

新保委員 17日に私と山本さんの2名で一緒に行って参りました。南側に面して住宅が2件建っています。東について境界線は○さん家の椿林が植栽してあります。西側については段差になっていて地主の○さんのハウスが何件か建っております。東側も西側も2m位の段差があり、真ん中に建っていることとなります。北側については貸手である○さんの住宅及び作業場が何件か建っております。北側に面する道路は事務局から説明のありましたとおり、真っ直ぐ上っていきまると□に出て○前に抜けるという公図となっております。排水関係は浸透枳ができておりまして2mほど掘ってあります。合併浄化槽もその浸透枳に流すというような公図だそうです。日当たりも良くて問題はなさそうな土地だと思って見て参りました。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして日程第2、「農地の権利移動」について議案第10号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(本間) それでは説明させていただきます。申請人及び譲受人は□、○○、▲歳。譲渡人は□▲-▲、○○、▲歳。申請地は3筆ありまして、□▲番▲、面積は▲㎡。□▲番▲、面積は▲㎡。□▲番▲、面積は▲㎡。申請事由ですが、譲受人である○○は譲渡人の○○より申請地を無償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、労力状況につきましては、労働力男1名となっております。P. 2をご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方向に▲mほど進み右折、道なりに▲mほど進み左折し道なりに▲mほど進んだ進行

方向左手になります。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。なお、申請地である□▲番▲、▲番▲については譲受人である〇〇が自身で2分の1所有しているので、今回は2分の1の申請となりました。説明は以上です。

土屋議長

ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。10番。

笠間委員

1月20日に会長と申請者にも来てもらって説明を受けながら現場を見て来ました。申請地の場所については今事務局から説明があったとおりですので、省略します。場所は□でいうと地図を見てもらうと分かると思います、□より高いところ。標高としては□で人が住んでいるところでは一番高いところ。その上に1件ありましたが、今は人が住んでいません。▲-▲と▲-▲は申請人の自宅を囲むようにあります。傾斜地にあつて尚且つ南向きなので、農地にできれば非常に日当たりは良好であるし非常にましだと思います。昭和▲年代、大島で〇が一番盛まった頃ここで採ったという実績もあるそうです。現在は申請人が1人なんですけど、キヌサヤや野菜を自分で食べる程度の耕作はしています。ですから、土地はそのまま綺麗に管理されています。他については長年に渡り放棄地になっており、木が大きくなって雑木になっておりますので、ここを実際に農地として使用するには大変な労力が必要になると思います。ただ幸いなことに本人は無職ですので、仕事はしていません。時間は幾らでもかけられる、つまり今年の秋にキヌサヤを作付けしようとか、ということでもなくとも、1年2年かけて伐採して耕してできる範囲はやるという、やる気は十分にあるようでした。もう1件、▲-▲については地図を見てもらって分かる通り、初め何処にこの土地があるのか分からなかったんですが、道路沿いに長いウナギ床みたいな土地があるんですけども、□に行く□道を造る時に買収されて残った土地、ここまでを買収して道路をもう少し考えて造ってくれば一番良かったと思うんですが、どうしてこんな残し方をするのか。元の所有者にしてみれば非常に意地悪な買収の仕方をしたのではないかと感じられます。▲m足らずの幅で▲mくらい、しかも土手になっておりますので、農地としても開拓の仕様がな。ただ3枚同時にというのが譲渡人の条件で譲受人も受けるしかないということなので、問題はないと思います。譲渡人と譲受人は実の兄弟です。譲渡人は現在▲歳で□に住んでいますから、今更島に戻って来て土地を管理するとか農業をやるとかというのは当然無理なことなので、そのままにしておけば耕作放棄地になる。そういう意味では申請人がやる気があるわけですから、権利移動をして耕作放棄地の解消にも多少でも繋がってくるのではないかと思いますので、良い事ではないかと思います。以上です。

土屋議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

土屋議長

全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり許可といたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より何かありますか。

事務局(本間) それでは事務局より報告します。まず1つ目、北海道の義援金の振込みをしましたので、領収書を貼らせていただいております。農業委員さん推進委員さん合わせて15名なので、15,000円になります。2つ目、お手元に今年度配布する農業委員会だよりをお渡ししてあります。広報おおしま2月号の折込みとして全戸配布いたします。以前書いていただいた委員さんのご協力ありがとうございました。続きまして3つ目、大島町農業委員会、推進委員会の公募についてです。住民の方から推進委員に届出を出されている篠原さんの職業欄の記載事項が間違っているのではないかという問い合わせがありました。事務局で聞き取り調査を行いました。推進委員を委嘱しているのは農業委員会になりますので、この場でもう一度皆さんに聞き取りをしていただければと思います。篠原さん、すみませんがよろしくをお願いします。

篠原推進委員 どうも勘違いしていて申し訳ございませんでした。私が記載した用紙の中にNPOの活動をしているという記載をしてしまったのですが、NPOは昨年7月に総会を開いて終了しております。その後終了手続きというのが大体半年くらいかかるので、手元に東京都から終了の印のあるものが届いています。日付が12月7日になっております。要するに7月に終了の手続きをしているにも拘らず12月まで掛かっている。この間、大体7回〜8回位東京都と労働局にもお尋ねして、色々対応策等のお話をさせていただいてようやく12月7日に印をいただきました。行ったり来たりして何回も重なってございましたので、書類が手元に届いたのが年末で気が付かなかったんです。年明けになって初めて気づいて就任の書類にまだ最終的に東京都から届いていないのではないかという思いがあったので、申請の書類にNPO活動と書いてしまった次第でございます。いずれにしても私の不注意だったので、誠に申し訳ございませんと謝るしかございません、あと、失礼いたしました。そういうことで総会自体は7月の中旬には終了しております。以後一切活動しておりませんので、ご了解していただければと思います。よろしくをお願いします。

土屋議長 この件につきまして何かご意見ありますか。10番。

笠間委員 活動をしていないにも拘らず職業欄に記載したのですか。

篠原推進委員 この書類が届いてから初めて終了という手続き的な問題がありまして、これが届いていないと辞めたということの証明にならないことになるんじゃないかと思ったんです、私が。

笠間委員 自分では。

篠原推進委員 ええ、そうです。届いていたら書かなかったと思うんですが、自分としてはこれに気付かなかったんです。

笠間委員 どの位の期間ですか。

篠原推進委員 12月中旬位に届いたのですが、年末の忙しいさなかで書類が重なっている間にどんどん間に挟まって気が付かなかったんです。実際分かったのが1月になってからです。記載した時には自分の勘違いで、まだ届いていないからNPO活動と記載した方がいいのかなと思って記載した次第でございます。

笠間委員 活動していないのに書類がないから活動しているということにしたのですか。

篠原推進委員 そうです、勘違いして書類上の問題です。活動は全然していませんでしたから。

笠間委員 それは誰か気が付いて投書ってわけではないけど、そういうことがあったということですよ。

- 土屋議長 事務局の方にいったんでしょ。
- 事務局(本間) はい、事務局の方に問合せがきました。
- 笠間委員 活動していないんじゃないか、職業欄が違うってことですか。
- 事務局(本間) 職業欄に実際活動していない団体の、要は職業を無いNPO理事という風に記載しているんじゃないかというような。
- 笠間委員 そうしたら島の人でも活動していないことを知っている人が何人もいるわけですよ。
- 篠原推進委員 そうですね、ですからどなたが。
- 笠間委員 それは当然言ってきたのだから。
- 五十嵐委員 見ている人は見ているから。
- 篠原推進委員 それは限られた人だと思います。理事も島内にいらっしゃいますので、理事の方かも知れないし、その辺はちょっと分かりません、憶測で述べるのはいけないと思いますので。
- 笠間委員 我々としても職業欄に単純なミスであるという風に皆が認めてくれるといいのだけれども、中には虚偽じゃないの、ということで事務局に言ってきたと思うんだけど、そういうことになるとそのままでいいのだろうかということも考えなくてはいけないと思うんですよ。しかも事務局から説明があったとおり農業委員会で推進委員は委嘱されている、つまり農業委員のことになりますから。ですから農業委員の方も今言った説明で納得されて実際にそれで間違いだったからいいんだろうと思うのか、どうすればいいのか農業委員としても委員会で判断しなくてはいけないのではないかと思うんですけど。
- 土屋議長 はい、事務局。
- 事務局(本間) 一応こういう形で出張所に行かれた方は見たかもしれないんですけど、町の公告ということで公的な書類として貼り出してしまっているのも、もしこれを訂正ということになるとまた改めて手続きをとらなくてはいけないので、そこをしっかりと話し合っただけならばと思います。簡単に取下げられるような書類ではないので、しっかりとした話をお願いします。
- 中村委員 それは確認した方がいいね。
- 土屋議長 9番。
- 向山委員 私は初めて聞いたんですけど手違いがあったみたいで、本人も手違いでどうのこうのって今弁解しているのだから。しかも7名枠あるので、今回だって聞いた話では全部で4名でしょう。やっぱり1人でも多い方がいいから認めて。
- 土屋議長 ここでは認められないですよ、そういうことではない。公募しているからどうするかということ、篠原さんが実際には虚偽で届出を提出したんですよ、今一番うるさい時期だから虚偽でやるというのは。だから取下げるかどうするか。そのまま入れるとこういう情報を出した人が今度は農業委員会は何やっているんだということになりますよ。9番。
- 向山委員 これは言葉が悪いけど密告みたいな、分からないけど。言った本人は誰だか分かっているの。
- 土屋議長 課長。
- 事務局(課長) 本人は名乗ってくれまして守秘義務もありますので、ここでは申上げられないんですけども、こちらの対応も農業委員さんにも事情を説明して農業委員会で話題にしますということで納得していただいて。

- 向山委員           こちらの話を本人としたらいいんじゃないの。
- 五十嵐委員       あの、密告ということではないと思いますけど。公告を見ている人は見ているのだから。
- 向山委員           何かに出ているの。
- 五十嵐委員       出ていますよ、出張所に行けば公告で置いてあるのだから。見ている人は見ているので、密告ということはないと思いますよ。
- 澤田委員           出張所の掲示板にあるんですか。
- 事務局(本間)      掲示板には貼り出していないんですけど、出張所の方に。
- 向山委員           出張所に置いてあるの。
- 事務局(本間)      出張所に貼り出していただいています。
- 笠間委員           それは間違っていましたから訂正しますって簡単にいくの。
- 五十嵐委員       いかないですよ。
- 笠間委員           まして農業委員会に言って来ている人がいるわけだから。
- 向山委員           初めて聞くから。
- 五十嵐委員       皆見ていないから。
- 中村委員           今度の農業委員会に支障のないような。
- 事務局(本間)      掲示板と大島町のホームページにも載せてあります。一応結果をすぐにホームページ、掲示板に貼り出すということが決まっていますので。
- 事務局(課長)      すみません、少し補足で。
- 土屋議長           はい、課長。
- 事務局(課長)      今回、農業委員の皆さんでこの申請の取扱いについてどうしたらいいか決めていただければいいと思います。いったん取下げてもらうという方法にするのか、補正を求めてもう一度直して再提出していただくのか、そのままでいいのか方針を決めていただければ事務局の方で農業会議にも連絡しまして、手続き的なことは進めていきたいと思いますので、方針的なものだけ決めていただければと思います。よろしくお願いします。
- 笠間委員           このままってわけには最低いかないですよ、間違っているって言われて。色々日にちの誤差があっても結果としては間違いなんだから。そうすると取下げてもらって再度申請し直してもらわないと、それを実際に知っている人がいて町に言って来ている人がいるわけだから、でもその人だけとは限らない見ている人が。そのままでいいということになれば農業委員会で何か言われた時に、こういうことですからと委員全員が弁明できるようにしとかなないと。俺はそうは思わなかったとか委員の中で話がバラバラでまとまりがないとどうしようもないですよ。
- 中村委員           だから支障の無いようにはして。
- 向山委員           これは取消しをしてまた新たにとってことはできるの。
- 事務局(本間)      事務局の手続きでいくと、取下げた後に再提出の場合は日付が例えば今日でしたら今日の日付になると思うんですけど、そうすると募集期限が切れていますので、もう一度募集公募をし直してという形になります。
- 向山委員           そういう形はできますか、可能性は。

- 事務局(本間) 一応取上げていただく申請をしていただかなくてはいけないので、取下げの申請をしていただいて、その処理が終わった後にまた公告公募されてから届出を出すということになります。
- 向山委員 そういう手があるんだ。
- 中村委員 それは可能だって。
- 向山委員 そういう手があるのなら、そういう手で一応取下げをしてもらって新たに出してもらっていいんじゃない。
- 新保委員 それしかないでしょ。本来なら7月以降活動していないんだったらたぶん書かないだろうと私は思うんですけども書いてしまった事実は残っているので、それは取上げていただいて新たになって形にしてもらわないと、農業委員は何やっているんだって話になってくるからそれが一番いいと思う。
- 土屋議長 どうですか皆さん、他に意見はありますか。8番。
- 春木委員 今の話の段階しかないですよ、そのままは通せないですよ。やるんだったら再度公告して再度提出してもらおうか。一度ここでは線を引かないと農業委員会では虚偽でも何でも通るのかってことになってしまうから、このままにはしとかない方がいいと思います。ただ改めて募集してできるんだったら、それが一つの救いの手というか回避方法だと思うので、ここではけじめ付けないといけないと思います。
- 土屋議長 今日の委員会ではこの件、篠原さんが出ているNPO法人というのは無いのに書いてしまうってことは虚偽ですよ、どうあろうと。今まで入っていようと現状無いと本人がはっきりここで言っていますから。
- 篠原推進委員 自分の勘違いで。
- 土屋議長 勘違いもこういうところでは。
- 篠原推進委員 そうですね、自分がいけないと思います。分かりました。
- 土屋議長 その後、次の新しい農業委員が決めるんですから。皆さんが公募してもう1人入れれば、後は農業会議に頼むか、そういうことですよ。3人でいいか、それとももう1人公募して集めるか。
- 向山委員 集めた方がいいって、1人でも多く。少なくなってきたから。
- 土屋議長 ここで皆さんが決めてください、どうですか。
- 中村委員 最善の方法は再募集ができるってことであれば。
- 土屋議長 今回までは農業委員が14名、推進委員が7名の過半数ってことで4名と11名は必ず必要ってことで農業会議の方からあるんですよ、大島町の条例でしょう。
- 事務局(本間) 3分の2以上。
- 土屋議長 そういう条例があるから4名は欲しいってことで事務局の方で判断しているわけです。
- 春木委員 ただ町の大勢の人が出張所に行っても見られるし、ホームページも見られるんだから大勢の人が見ていると思うんですよ。ここで1回解決しないと。
- 土屋議長 そうですね、篠原さんのは虚偽ですので、引いてもらわないと。
- 事務局(本間) 農業委員会の議事録も一応個人情報伏せた形でホームページには公表していますので、町の方たちは今この場でどういう話をされたのか、問合せをしてきた方も結果を気にしていると思いますので、確認をしたいと思います。

- 向山委員 入っているの。
- 土屋議長 入っています。
- 向山委員 いったん破棄してもらって新たに公募してもらえばいいんじゃないですか。推進委員ができなくなっちゃうから、3名では。4名でなければ危ないんでしょう。
- 五十嵐委員 でもそれは、人数はどうしてもいない場合は議会に承認してもらって農業会議で減らしてもらってこともできない訳ではないんでしょう。
- 事務局(本間) 人数の定数は大島町の議会に変更ができます。
- 五十嵐委員 ただ、3人では少ないと思いますけどね。できないってことはないと思います。
- 土屋議長 ではまとめていいですか。この件につきまして篠原さんには申込みを1回辞退していただくことと、後は4月の委員会で決めますからどうなるか分かりませんが、公募するかしないかもどうします、皆さん。
- 向山委員 公募はできるわけでしょう、4月前に。4月からは新たな組織になるんだから、その前に解決しておかなくてはならない。
- 事務局(本間) その前に人数が今のところでは足りない予定だからという理由で公募はできます。
- 土屋議長 どうですか、そういう風にしますか。
- 中村委員 公募ができれば、先ほどから事務局が説明しているとおりね。
- 土屋議長 今回短くしないとまずいですか。もう長く公募はできないでしょう。
- 事務局(本間) 公募の日数が1ヶ月以上だったと思うので、最低でも30日間は公告しないといけないはずですよ。4月1日付で委嘱したいということでしたら、もう公募を始めないと。2月いっぱい、もしくは3月いっぱい公募しないといけないので。
- 向山委員 その時の公募には4名から1名引いて3名で枠があと4名あるわけでしょう。その枠の数字だけ数字を入れるんですか。
- 事務局(本間) 追加公募になるので、もし出たい方がいた場合は何人でも出てきていただいて。
- 土屋議長 別に人数は関係ないでしょう、その後は農業委員会で決めますから。7名でなく、もっと多く公募してもいいんですよ。
- 事務局(本間) 受付はします。
- 土屋議長 人数は関係ない。
- 事務局(本間) 最後に4月に開く臨時総会で最終的にどなたにするかというのは委員さんたちの判断になりますので。
- 向山委員 それでいいんじゃないですか。
- 中村委員 3名は決まっているんだから、何人公募してもいいのでは。
- 土屋議長 決まっているっていうか申込みだけですけどね。よろしいですか、この件につきましては公募ということで。他にその他で何かありませんか。
- 笠間委員 1ついいですか。
- 土屋議長 はい、10番。
- 笠間委員 山田係長にキョンのことで聞きたいんですけど、この前のキョンの件で奥山工務店に電話したら網に引っ掛かったら久城に電話してくれということだったんですけども、あれは区別があるの。箱罟は奥山で。

- 事務局(山田) 町で畑に張っている事業であれば、今は奥山工務店さんです。ただ、東京都でやっている事業でどこか山の方に網が張ってあるのであれば久城さんです。町の事業は奥山工務店、町でない事業は久城さん、大島公園。
- 笠間委員 でも箱罟は町でやってもらったけど奥山が捕りに来たよ、前は。奥山がきて奥山の連中は資格がないからってわざわざ籠を持って来てそれに移し替えて持ってって。
- 事務局(山田) 町の網、町で設置した箱罟は町で処理します。
- 笠間委員 久城ではないの。
- 事務局(山田) 久城ではないです。
- 笠間委員 町が奥山ですか。
- 事務局(山田) 今年は奥山工務店さんです。毎年業者さんは変わっているの。
- 笠間委員 入札、そういうことですか。
- 事務局(山田) 今年はどことこの業者さん、去年はまた違いますし、その前もまた違うんです。だから毎年回収に行く業者さんが変わっています。
- 笠間委員 どっちかには成るんだろうけどね。
- 事務局(山田) はい、あくまでも町の事業で捕れたものは町の方の業者さんです。東京都で張っている網を回収するのは東京都。山とかで張ってあるのは東京都で張っているの、今だと久城さんが南部地区をやっているの、久城さんが回収に来ます。
- 笠間委員 奥山に電話したら久城が来てくれたからいいんだけども、わざわざ奥山に電話しないで久城に先に電話すれば良かったなと思って。
- 事務局(山田) それが町の事業なのか町でない東京都が張った網なのかで電話先を変えてもらう。
- 中村委員 区別されているんだ、はっきりね。
- 土屋議長 はい、6番。
- 澤田委員 広報にも奥山工務店が今年は係ってことが書いてありましたか。
- 事務局(山田) 書いてないです。
- 澤田委員 知らない人はどうしたらいいですか。
- 事務局(山田) そういう時は役場に連絡していただいて役場から連絡とか、見回りの時に会ったりする中でコミュニケーションをとっていただければと思います。不親切であればすみません。
- 澤田委員 広報にでも取敢えず載せていただければ。
- 事務局(山田) はい、広報なりそれぞれ個々に連絡するなり考えます。
- 土屋議長 その他何かありましたら。8番。
- 春木委員 篠原さんには悪いけど、虚偽の内容が書いてあって農業委員会ではそれは認めませんってホームページから発表するんですか。これが一番大事なことでね、農業委員会の姿勢っていうものを。
- 事務局(本間) 特にこの虚偽の申告をした方をどうにかするっていうのは募集の時には何も文言はないんですけど、対応として取下げの方法は詳しく分からない。どういった流れで取下げるのかというのがまだ決まっていはいないんですけど、取下げるにしても取下げの理由が必要になってくるって感じですよ。
- 事務局(課長) その方法につきましては農業会議と相談して実際に取下げることができるのかとか、そもそもそのことがありますので、手続きのことは相談します。農業委員会としての姿勢って

うのは先ほども言ったように議事録としてホームページにも載りますので、そういった形で住民の方に知っていただくということでよろしいかと思えます。

土屋議長 その他何かございませんか。

篠原推進委員 すみません、ご迷惑おかけして申し訳ありません。失礼しました。

土屋議長 今は勘違いもおらないからね。

篠原推進委員 はい、申し訳ないです。

土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第10回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員